



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年12月24日火曜日 第67号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定..... (保健福祉課) ... 834
 指定医療機関の廃止の届出..... (") ... 834
 地籍調査の成果の認証..... (農政課) ... 834
 保安林予定森林にする旨の通知..... (森林整備課) ... 834
 公共測量の実施の通知(2件)..... (道路維持課) ... 835
 愛媛県証紙売りさばき人の指定..... (会計課) ... 835
 兼用工作物の管理の方法について..... (中予地方局管理課) ... 835
 道路の区域変更(県道八倉松前線)..... (") ... 835
 道路の供用開始(")..... (") ... 836
 建設業者の許可の取消し..... (南予地方局管理課) ... 836
 道路の区域変更(県道一本松城辺線)..... (南予地方局愛南土木事務所) ... 836

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) ... 836
 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 840

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の一部改正..... (選挙管理委員会) ... 841

告 示

○愛媛県告示第851号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和元年12月24日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
あき歯科医院	四国中央市妻鳥町1695番地1	令和元年10月1日
米田歯科依津診療所	西予市明浜町依津3番耕地228番地	令和元年11月1日
宇摩調剤薬局	四国中央市中之庄町1684番地の7	令和元年12月1日

○愛媛県告示第852号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

令和元年12月24日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
あき歯科医院	四国中央市妻鳥町1695番地1	令和元年9月30日
満石歯科医院	東温市南方451	令和元年10月31日

○愛媛県告示第853号

次の地籍調査の結果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和元年12月24日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
大洲市	宇津の一部等2単位区域	平成28年度から平成30年度まで	大洲市(宇津の一部)の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

令和元年12月24日

○愛媛県告示第854号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和元年12月24日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町柳井川字永野3326、3327、3328、3331の2、3332、3334

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第855号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
2 作業期間 令和元年12月23日から令和2年1月31日まで
3 作業地域 愛媛県上浮穴郡久万高原町地内

○愛媛県告示第856号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点）
2 作業期間 令和2年1月6日から令和2年3月27日まで
3 作業地域 新居浜市本郷一丁目、中村一丁目

○愛媛県告示第857号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

令和元年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 4 columns: 指定番号, 売りさばき人 (住所, 氏名又は名称), 売りさばき所, 指定年月日. Row 1: 四第5号, 四国中央市三島中央3丁目5番21号, 宇摩教育用品有限公司, 四国中央市三島中央3丁目5番21号, 令和元年12月9日

○愛媛県告示第858号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和元年12月24日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

- 1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

Table with 4 columns: 河川の名称, 河川管理施設の名称又は種類, 河川管理施設の位置, 管理を行う者の氏名及び住所. Row 1: 二級河川大川水系久万川, 久万川右岸堤防, 松山市太山寺町甲721番6地先から松山市太山寺町甲876番6地先まで, 道路管理者 松山市長 松山市二番町四丁目7番地2

- 2 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に茶色で着色したものをいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2) 路肩に接する法面で、別図に緑色に着色した区域内のものについての維持
(3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

- 3 管理の期間

令和元年12月24日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第859号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	八倉松前線	伊予郡松前町大字鶴吉659番11から 同大字657番7まで	旧	メートル 17.0~26.5	キロメートル 0.030	
			新	17.0~24.7	0.030	

○愛媛県告示第860号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	八倉松前線	伊予郡松前町大字鶴吉659番9から 同大字657番7まで	令和元年12月26日

○愛媛県告示第861号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和元年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年月日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(般-1)第17415号	令和元年 11月26日	(株)長浜機設	福岡 信一	大洲市長浜甲581-1	令和元年 11月6日	しゅんせつ工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-29)第2042号	平成29年 11月24日	谷野建設	谷岡 末好	八幡浜市八代89-2	令和元年 11月7日	建築工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-27)第10830号	平成27年 5月18日	森田建築	森田 正	喜多郡内子町大字立山90 2	令和元年 11月20日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第862号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	一本松城辺線	南宇和郡愛南町上大道1030番地先から 同町上大道1055番まで	旧	メートル 4.5~16.0	キロメートル 0.253	
			新	7.0~16.2	0.253	
"	"	南宇和郡愛南町上大道1055番から 同町上大道1065番まで	旧	5.7~8.0	0.154	
			新	5.7~8.0 7.0~11.5	0.154 0.140	

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 1224

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月24日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 43）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第33 （第22条関係）					別表第33 （第22条関係）				
昇格時号給対応表					昇格時号給対応表				
1・2 省略					1・2 省略				
3 研究職給料表昇格時号給対応表					3 研究職給料表昇格時号給対応表				
昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級		2 級	3 級	4 級	5 級
1～66	省略				1～66	省略			
67	32	<u>25</u>	省略		67	32	<u>26</u>	省略	
68	省略				68	省略			
69	33	<u>26</u>	省略		69	33	<u>27</u>	省略	
70	33	<u>26</u>	省略		70	33	<u>27</u>	省略	
71	34	<u>27</u>	省略		71	34	<u>28</u>	省略	
72	34	<u>27</u>	省略		72	34	<u>28</u>	省略	
73	35	<u>27</u>	省略		73	35	<u>29</u>	省略	
74	35	<u>28</u>	省略		74	35	<u>29</u>	省略	
75	36	<u>28</u>	省略		75	36	<u>30</u>	省略	
76	36	<u>28</u>	省略		76	36	<u>30</u>	省略	
77	37	<u>29</u>	省略		77	37	<u>31</u>	省略	
78	<u>37</u>	<u>30</u>	省略		78	<u>38</u>	<u>31</u>	省略	
79	<u>38</u>	<u>31</u>	省略		79	<u>39</u>	<u>32</u>	省略	
80	<u>38</u>	省略			80	<u>40</u>	省略		
81	<u>39</u>	省略			81	<u>41</u>	省略		
82	<u>39</u>	省略			82	<u>41</u>	省略		
83	<u>40</u>	省略			83	<u>42</u>	省略		
84	<u>40</u>	省略			84	<u>42</u>	省略		
85	<u>41</u>	省略			85	<u>43</u>	省略		
86	<u>42</u>	省略			86	<u>43</u>	省略		
87	<u>43</u>	省略			87	<u>44</u>	省略		
88・89	省略				88・89	省略			
90	<u>45</u>	省略			90	<u>46</u>	省略		
91	<u>46</u>	省略			91	<u>47</u>	省略		
92	<u>46</u>	省略			92	<u>48</u>	省略		
93	<u>47</u>	省略			93	<u>49</u>	省略		
94	<u>47</u>	省略			94	<u>50</u>	省略		
95	<u>48</u>	省略			95	<u>51</u>	省略		
96	<u>48</u>	省略			96	<u>52</u>	省略		
97	<u>49</u>	省略			97	<u>53</u>	省略		
98	<u>50</u>	省略			98	<u>53</u>	省略		
99	<u>51</u>	省略			99	<u>54</u>	省略		
100	<u>52</u>	省略			100	<u>54</u>	省略		

101	<u>53</u>	省略		
102	<u>54</u>	省略		
103	<u>55</u>	省略		
104～106	省略			
107	<u>57</u>	省略		
108	省略			
109	<u>58</u>	省略		
110	<u>58</u>	省略		
111	<u>59</u>	省略		
112	<u>59</u>	省略		
113	<u>59</u>	省略		
114	<u>60</u>	省略		
115	<u>60</u>	省略		
116	<u>60</u>	省略		
117	<u>61</u>	省略		
118	<u>61</u>	省略		
119	<u>62</u>	省略		
120	<u>62</u>	省略		
121	省略			

4 医療職給料表(→)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1～45	省略		
46	<u>25</u>	省略	
47	<u>26</u>	省略	
48	<u>26</u>	省略	
49	<u>27</u>	省略	
50	<u>27</u>	省略	
51	省略		
52	<u>28</u>	省略	
53～55	省略		
56	<u>29</u>	省略	
57～59	省略		
60	<u>30</u>	省略	
61～63	省略		
64	<u>31</u>	省略	
65～97	省略		

5 医療職給料表(○)昇格時号給対応表

昇格した日 の前日に受 けていた号 給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1～70	省略					
71	<u>41</u>	省略				

101	<u>55</u>	省略		
102	<u>55</u>	省略		
103	<u>56</u>	省略		
104～106	省略			
107	<u>58</u>	省略		
108	省略			
109	<u>59</u>	省略		
110	<u>59</u>	省略		
111	<u>60</u>	省略		
112	<u>60</u>	省略		
113	<u>61</u>	省略		
114	<u>61</u>	省略		
115	<u>61</u>	省略		
116	<u>62</u>	省略		
117	<u>62</u>	省略		
118	<u>62</u>	省略		
119	<u>63</u>	省略		
120	<u>63</u>	省略		
121	省略			

4 医療職給料表(→)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1～45	省略		
46	<u>26</u>	省略	
47	<u>27</u>	省略	
48	<u>28</u>	省略	
49	<u>28</u>	省略	
50	<u>28</u>	省略	
51	省略		
52	<u>29</u>	省略	
53～55	省略		
56	<u>30</u>	省略	
57～59	省略		
60	<u>31</u>	省略	
61～63	省略		
64	<u>32</u>	省略	
65～97	省略		

5 医療職給料表(○)昇格時号給対応表

昇格した日 の前日に受 けていた号 給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1～70	省略					
71	<u>42</u>	省略				

72	省略					
73	<u>42</u>	省略				
74	<u>42</u>	省略				
75	<u>43</u>	省略				
76	<u>43</u>	省略				
77	<u>43</u>	省略				
78	<u>44</u>	省略				
79	<u>44</u>	省略				
80	<u>44</u>	省略				
81	<u>45</u>	省略				
82	<u>45</u>	省略				
83	<u>46</u>	省略				
84	<u>46</u>	省略				
85～113	省略					

6 省略

7 中学校・小学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1～58	省略		
59	<u>45</u>	省略	
60	省略		
61	<u>46</u>	省略	
62	<u>46</u>	省略	
63	<u>47</u>	省略	
64	<u>47</u>	省略	
65	<u>47</u>	省略	
66	<u>48</u>	省略	
67	<u>48</u>	省略	
68	<u>48</u>	省略	
69	<u>49</u>	省略	
70	<u>50</u>	省略	
71	<u>51</u>	省略	
72～90	省略		
91	<u>61</u>	省略	
92	省略		
93	<u>62</u>	省略	
94	<u>62</u>	省略	
95	<u>63</u>	省略	
96	<u>63</u>	省略	
97	<u>63</u>	省略	
98	<u>64</u>	省略	
99	<u>64</u>	省略	
100	<u>64</u>	省略	
101～103	省略		

72	省略					
73	<u>43</u>	省略				
74	<u>43</u>	省略				
75	<u>44</u>	省略				
76	<u>44</u>	省略				
77	<u>45</u>	省略				
78	<u>45</u>	省略				
79	<u>45</u>	省略				
80	<u>46</u>	省略				
81	<u>46</u>	省略				
82	<u>46</u>	省略				
83	<u>47</u>	省略				
84	<u>47</u>	省略				
85～113	省略					

6 省略

7 中学校・小学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1～58	省略		
59	<u>46</u>	省略	
60	省略		
61	<u>47</u>	省略	
62	<u>47</u>	省略	
63	<u>48</u>	省略	
64	<u>48</u>	省略	
65	<u>49</u>	省略	
66	<u>49</u>	省略	
67	<u>50</u>	省略	
68	<u>50</u>	省略	
69	<u>51</u>	省略	
70	<u>51</u>	省略	
71	<u>52</u>	省略	
72～90	省略		
91	<u>62</u>	省略	
92	省略		
93	<u>63</u>	省略	
94	<u>63</u>	省略	
95	<u>64</u>	省略	
96	<u>64</u>	省略	
97	<u>65</u>	省略	
98	<u>65</u>	省略	
99	<u>65</u>	省略	
100	<u>65</u>	省略	
101～103	省略		

104	<u>65</u>	省略	
105	<u>65</u>	省略	
106	<u>65</u>	省略	
107	<u>65</u>	省略	
108～110	省略		
111	<u>66</u>	省略	
112	<u>66</u>	省略	
113	<u>66</u>	省略	
114	<u>66</u>	省略	
115～117	省略		
118	<u>67</u>	省略	
119	<u>67</u>	省略	
120	<u>67</u>	省略	
121	<u>67</u>	省略	
122～124	省略		
125	<u>68</u>	省略	
126～157	省略		

7の2・7の3 省略

8 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1～73	省略		
74	<u>41</u>	省略	
75	<u>42</u>	省略	
76	<u>42</u>	省略	
77	<u>43</u>	省略	
78	<u>43</u>	省略	
79	<u>44</u>	省略	
80	<u>44</u>	省略	
81	<u>45</u>	省略	
82	<u>46</u>	省略	
83	<u>47</u>	省略	
84～153	省略		

104	<u>66</u>	省略	
105	<u>66</u>	省略	
106	<u>66</u>	省略	
107	<u>66</u>	省略	
108～110	省略		
111	<u>67</u>	省略	
112	<u>67</u>	省略	
113	<u>67</u>	省略	
114	<u>67</u>	省略	
115～117	省略		
118	<u>68</u>	省略	
119	<u>68</u>	省略	
120	<u>68</u>	省略	
121	<u>68</u>	省略	
122～124	省略		
125	<u>69</u>	省略	
126～157	省略		

7の2・7の3 省略

8 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1～73	省略		
74	<u>42</u>	省略	
75	<u>43</u>	省略	
76	<u>44</u>	省略	
77	<u>45</u>	省略	
78	<u>45</u>	省略	
79	<u>46</u>	省略	
80	<u>46</u>	省略	
81	<u>47</u>	省略	
82	<u>47</u>	省略	
83	<u>48</u>	省略	
84～153	省略		

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 1225

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月24日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 204）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤 勉 手 当 の 成 績 率)</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の117.5以上100分の195</u>以下（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の141.5以上100分の235</u>以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の106以上100分の117.5</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の127以上100分の141.5</u>未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の94.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の114.5</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の94.5</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の114.5</u>未満）</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の195</u>とする。</p> <p>3 省略</p>	<p>(勤 勉 手 当 の 成 績 率)</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の112.5以上100分の185</u>以下（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の136.5以上100分の225</u>以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の101以上100分の112.5</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の122以上100分の136.5</u>未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の89.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の109.5</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の89.5</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の109.5</u>未満）</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の185</u>とする。</p> <p>3 省略</p>

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則第14条第1項及び第2項の規定は、令和元年12月1日から適用する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第46号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月24日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																											
<p>1 病院</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> <th style="text-align: center;">指 定 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>3 介護医療院</p>	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	省略						省略			<p>1 病院</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> <th style="text-align: center;">指 定 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>公立学校共済組合</u></td> <td><u>四国中央市中之庄町1684</u></td> <td><u>昭和25年5月1日</u></td> </tr> <tr> <td><u>三島医療センター</u></td> <td><u>- 2</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p>	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	省略			<u>公立学校共済組合</u>	<u>四国中央市中之庄町1684</u>	<u>昭和25年5月1日</u>	<u>三島医療センター</u>	<u>- 2</u>		省略		
名 称	所 在 地	指 定 年 月 日																										
省略																												
省略																												
名 称	所 在 地	指 定 年 月 日																										
省略																												
<u>公立学校共済組合</u>	<u>四国中央市中之庄町1684</u>	<u>昭和25年5月1日</u>																										
<u>三島医療センター</u>	<u>- 2</u>																											
省略																												

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
介護医療院ほくと	大洲市東大洲 5	令和 年 月 日

4 老人ホーム

名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日
省略			
養護老人ホーム大洲市清和園	省略		
介護付き有料老人ホーム空海の里	有料老人ホーム	大洲市柚木 752 - 1	令和 年 月 日
省略			

5 省略

6 省略

3 老人ホーム

名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日
省略			
養護老人ホーム大洲市清和園	省略		
省略			

4 省略

5 省略